

＼令和7年2月から地域生活支援拠点等事業がはじまりました／

地域生活支援拠点等事業

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者等の地域生活を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において障がい者等やその家族の緊急事態に対応できる体制を整備するものです。

加西市では、居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的整備型により地域生活支援拠点等としています。

対応が難しいケースを1事業所ではなく、地域で支える仕組みづくり・仲間づくりです。

拠点等事業が機能することで、事業者間の連携や、緊急事への対応を地域全体で行います。

面的整備型

地域生活支援拠点等の整備は、多機能拠点型と面的整備型があります。加西市においては、地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する「面的整備型」の体制をとっています。



事業所登録をお願いします！

5つの機能

3 専門的人材の確保・養成

医療的なケアが必要な者、行動障がいを持つ者および高齢化に伴い重度化した者に対して、専門的な対応を行うことができ、体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

1 相談

緊急の支援が見込めない世帯を把握した上で、障がいの特性が原因で生じた緊急の事態等に必要となるサービスのコーディネート及び相談支援を行う機能

2 体験の機会・場

地域移行支援及び親元からの自立のためのグループホーム等の障がい福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

4 緊急の受入れ・対応

短期入所等を活用した緊急時の受入れ体制の確保、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

5 地域の体制づくり

地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定したうえで、市に申請していただき、加西市がこの事業所を「登録事業所」として登録します。詳しくは市ホームページをご確認ください。



事業所登録のメリット

- ・ 地域生活支援拠点等として登録をすることが要件の加算があります。
- ・ 他の事業所等との連携を深めることができます。支援の幅が広がります。
- ・ 市のホームページに登録事業所として掲載されます。

※これまでの支援が大きく変わることはありません。基本的には、通常の業務の範囲内で支援を行っていただきます。

☎ お問い合わせ先

加西市地域福祉課

電話 0790-42-8725

メール shogaifukushi@city.kasai.lg.jp